

宮川の管理者不明橋の撤去に着手します

令和 7 年 1 月 31 日

福島県いわき建設事務所

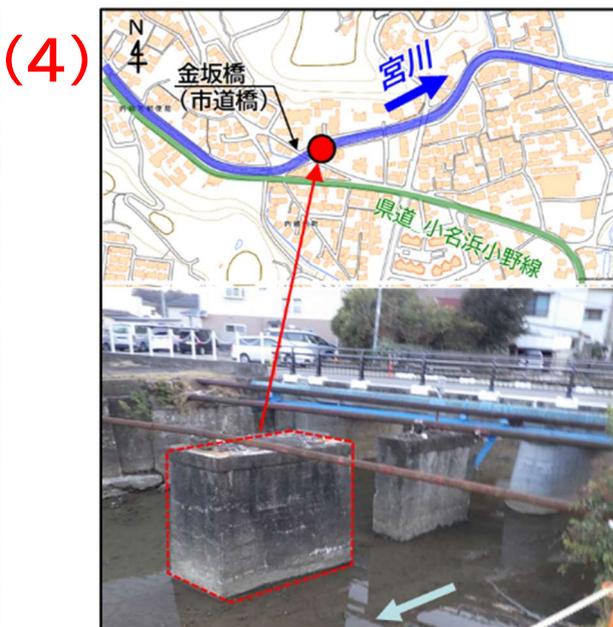
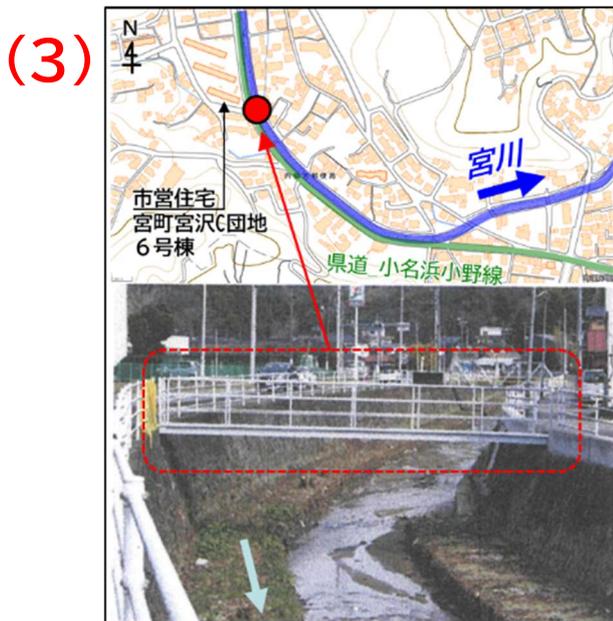
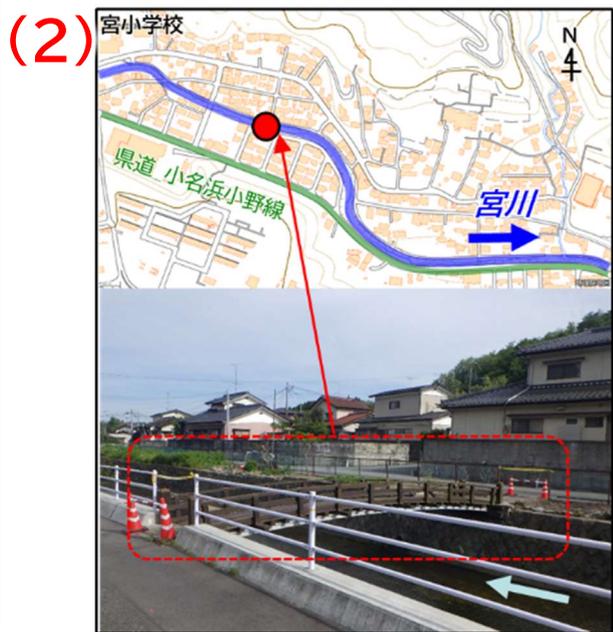
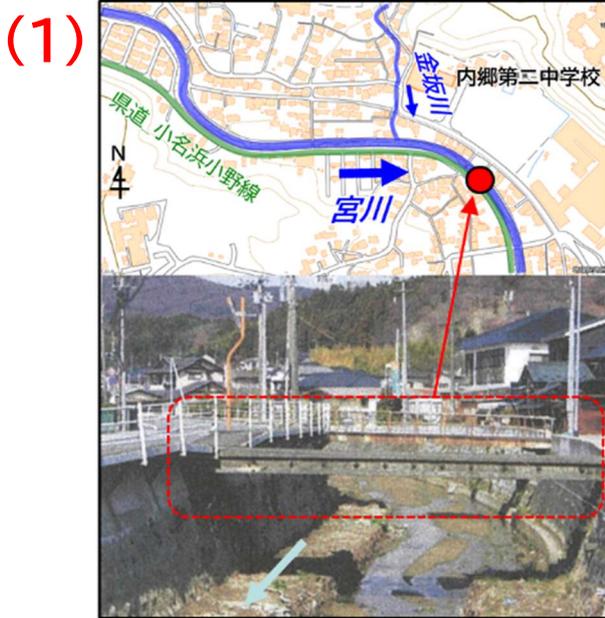
福島県いわき建設事務所では、先にお知らせした 4 つの橋について、橋の所有者または管理者に対し、河川法第 75 条第 1 項の規定に基づき令和 7 年 1 月 4 日までに除却するよう公告を行ってきましたが、除却されなかったことから、河川法第 75 条第 3 項の規定に基づき河川管理者(福島県いわき建設事務所)が除却することとしました。

記

1. 工事期間 令和 7 年 2 月 3 日～令和 7 年 5 月 31 日(現地での作業)
 - ※ 2月3日から現場での準備に入ります
 - ※ 2月10日より撤去工事に着手します。
 - ※ 2月12日から橋本体を撤去します。
 - ※ 気象状況や現地の状況により工事期間が前後することがあります。
2. 撤去順番
 - (1)内郷宮町金坂72-5地先・・・内郷二中近くのコンクリート橋(現在封鎖中)
 - (2)内郷宮町滝8-1地先・・・欄干が破損している木橋(現在封鎖中)
 - (3)内郷宮町金坂27地先・・・市営住宅宮町宮沢 C 団地 6 号棟前の歩道橋
 - (4)内郷内町金坂21-7地先・・・金坂橋下流の橋脚
3. 撤去工事受注企業
(株)矢城建設
いわき市内郷宮町鬼ヶ沢100-134 電話 0246-27-4810
4. 問合せ先 福島県いわき建設事務所
 - 【工事に関すること】 管理課 電話 0246-24-6122
 - 【その他撤去手続きなど】 行政課 電話 0246-24-6109

～ 撤去する橋の所在(4箇所) ～

撤去順番 (1) → (2) → (3) → (4)



※ 気象、現地状況等により撤去順番が変わることがあります。